

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年8月27日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）						
		入院			宿泊療養	死亡	退院
		中等症以下	重症				
42,734	2,209	179	164	15	26	51	1,953
+654	+22	△ 10	△ 9	△ 1	△ 9	1	+40

※下段は前日比

[検査内訳]

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	25,202		25,202	1,424
	+331		+331	+8
民間検査機関等 （医療機関等）	13,913	3,619	17,532	785
	+252	+71	+323	+14
合計	39,115	3,619	42,734	2,209
	+583	+71	+654	+22

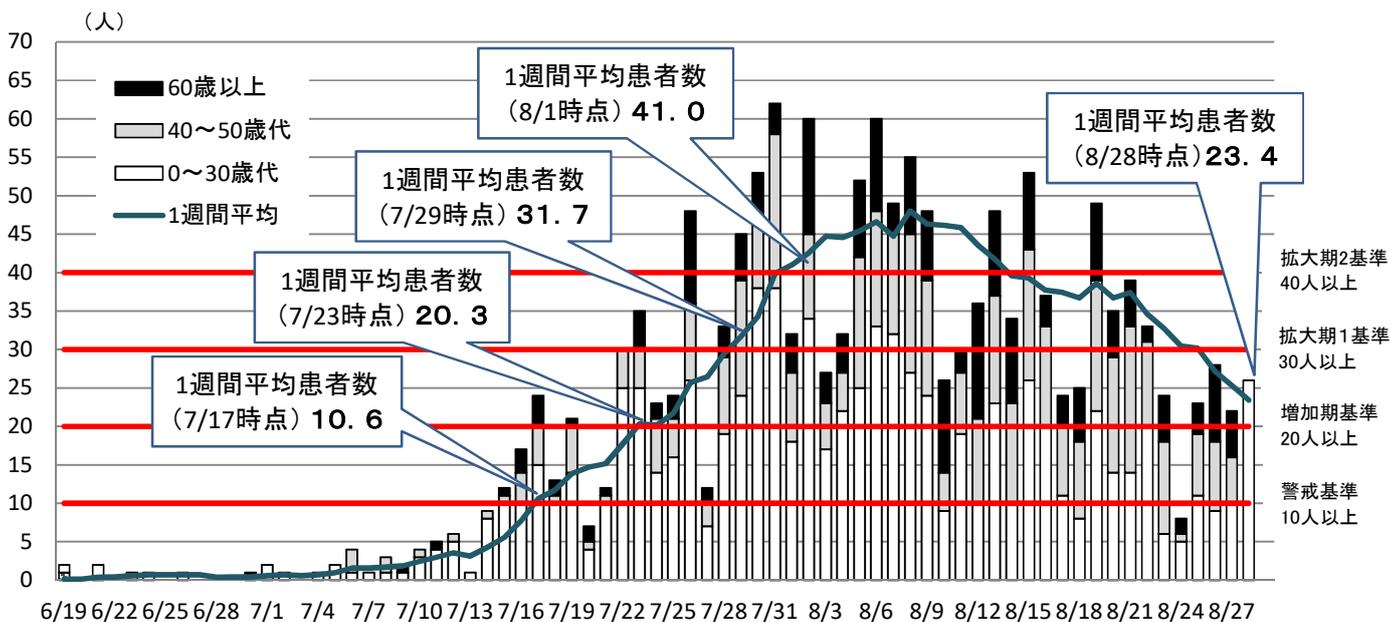
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	663	179	484
うち重症対応	110	15	95
宿泊	698	26	672
合計	1,361	205	1,156

2 6月19日から8月27日に発生した患者の状況（1,510人）



※8/28はグラフのみ総数表示

(1) 男女別患者数：男性が約60%

区分	(6/19~8/27)		直近1週間	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	858	56.8	84	47.5
女性	650	43.0	93	52.5
非公表	2	0.1	0	0.0
計	1,510	100.0	177	100.0

(2) 年齢別患者数

20歳代を中心に若者が多いが、直近1週間で40代以上の割合が増加している。

区分	(6/19~8/27)		直近1週間	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	59	3.9	11	6.2
10代	114	7.5	11	6.2
20代	443	29.3	20	11.3
30代	202	13.4	33	18.6
小計	818	54.2	75	42.4
40代	227	15.0	34	19.2
50代	198	13.1	32	18.1
小計	425	28.1	66	37.3
60代	109	7.2	14	7.9
70代	90	6.0	13	7.3
80代	40	2.6	7	4.0
90代	22	1.5	2	1.1
100代	2	0.1	0	0.0
小計	263	17.4	36	20.3
非公表	4	0.3	0	0.0
計	1,510	100	177	100

(3) 職業別患者数

区分	(6/19~8/27)		直近1週間	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	138	9.1	12	6.8
会社員等	610	40.4	44	24.9
自営業	70	4.6	10	5.6
無職	194	12.8	25	14.1
不明・調査中	498	33.0	86	48.6
計	1,510	100	177	100

(4) 管轄保健所別患者数：都市部に多いが、他の地域でも発生が認められてきた。

区分	(6/19~8/27)		直近1週間	
	患者数	人口10万対	患者数	人口10万対
県所管				
芦屋	60	63.5	4	4.2
伊丹	105	27.6	9	2.4
宝塚	102	30.5	9	2.7
加古川	58	14.0	6	1.5
加東	43	16.3	13	4.9
中播磨	5	12.2	0	0.0
龍野	9	5.7	0	0.0
赤穂	14	15.8	1	1.1
豊岡	1	0.9	1	0.9
朝来	9	17.6	0	0.0
丹波	7	6.9	1	1.0
洲本	12	9.5	6	4.7
小計	425	—	50	—
神戸市	530	34.9	56	3.7
姫路市	71	13.4	14	2.6
尼崎市	205	45.4	26	5.8
西宮市	210	43.1	19	3.9
明石市	69	23.0	12	4.0
小計	1085	—	127	—
合計	1,510	27.7	177	3.2

(5) 感染経路別患者数

家庭内感染が多い。

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(6/19~8/27)		直近1週間	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	39	2.6	4	2.3
	家庭	184	12.2	35	19.8
	職場等	69	4.6	4	—
	友人との会食・談話等	53	3.5	0	—
	クラスター	126	8.3	8	4.5
	医療機関 高齢者福祉施設	(66)	(4.4)	(8)	(4.5)
	学校・園	(20)	(1.3)	—	—
	飲食店	(6)	(0.4)	—	—
	職場	(34)	(2.3)	—	—
	その他	138	9.1	7	4.0
小計	609	40.3	58	32.8	
県外	飲食店	35	2.3	0	0.0
	職場等	17	1.1	0	0.0
	友人との会食・談話等	23	1.5	0	0.0
	その他	52	3.4	3	1.7
小計	127	8.4	3	1.7	
調査中	654	43.3	116	65.5	
不明	120	7.9			
合計	1,510	100	177	100	

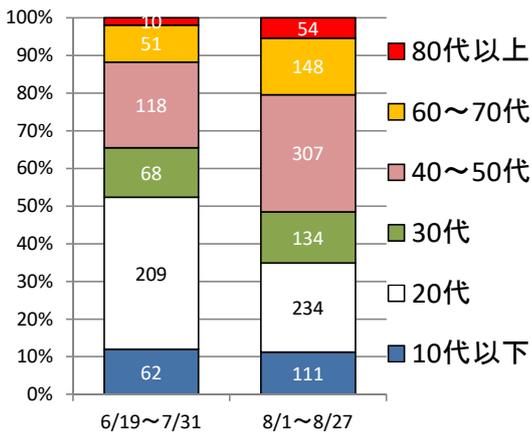
「6月19日から7月末まで」と「8月1日から8月27日まで」の患者発生状況の比較

(1) 男女別患者数

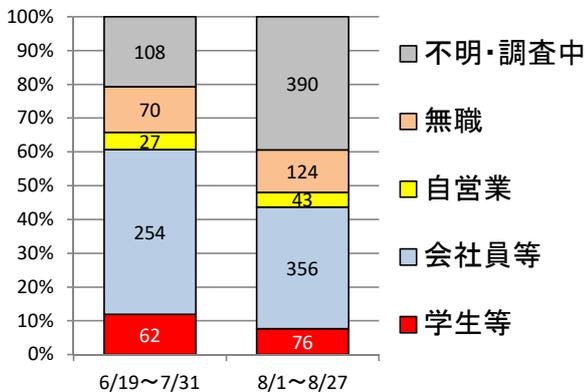


(2) 年齢別患者数

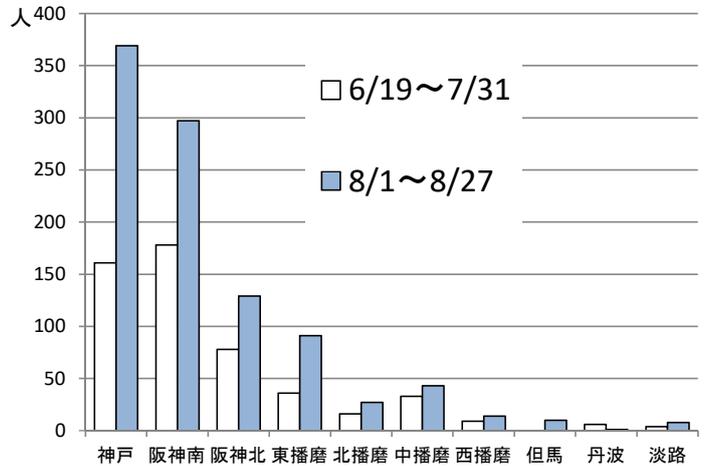
7月までは30代以下の若者が多いが、8月に入ってから40代、50代、60代以上が増加している。



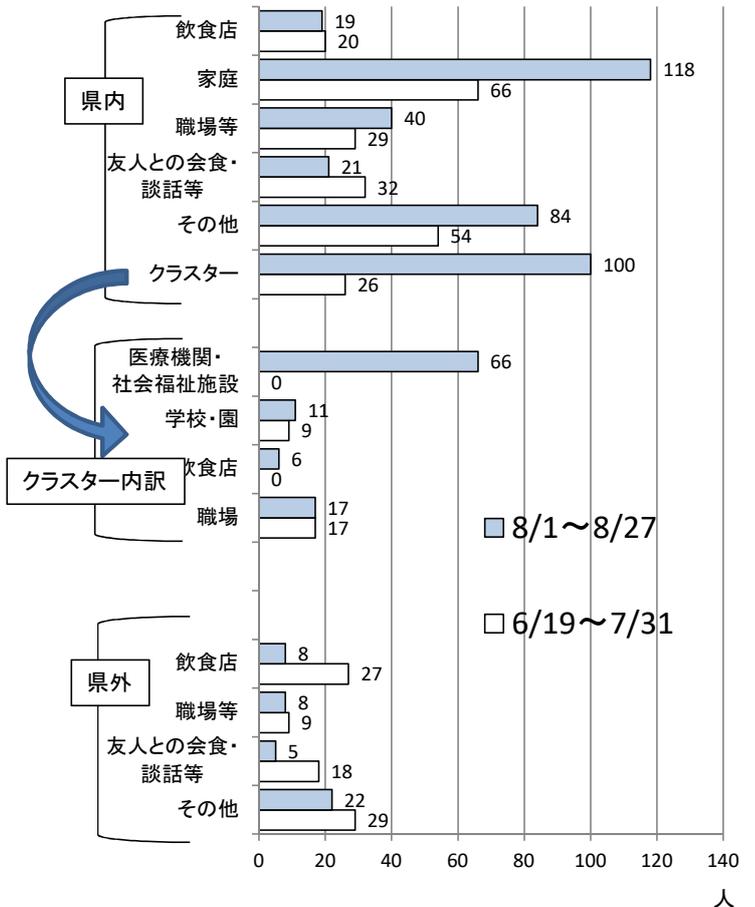
(3) 職業別患者数



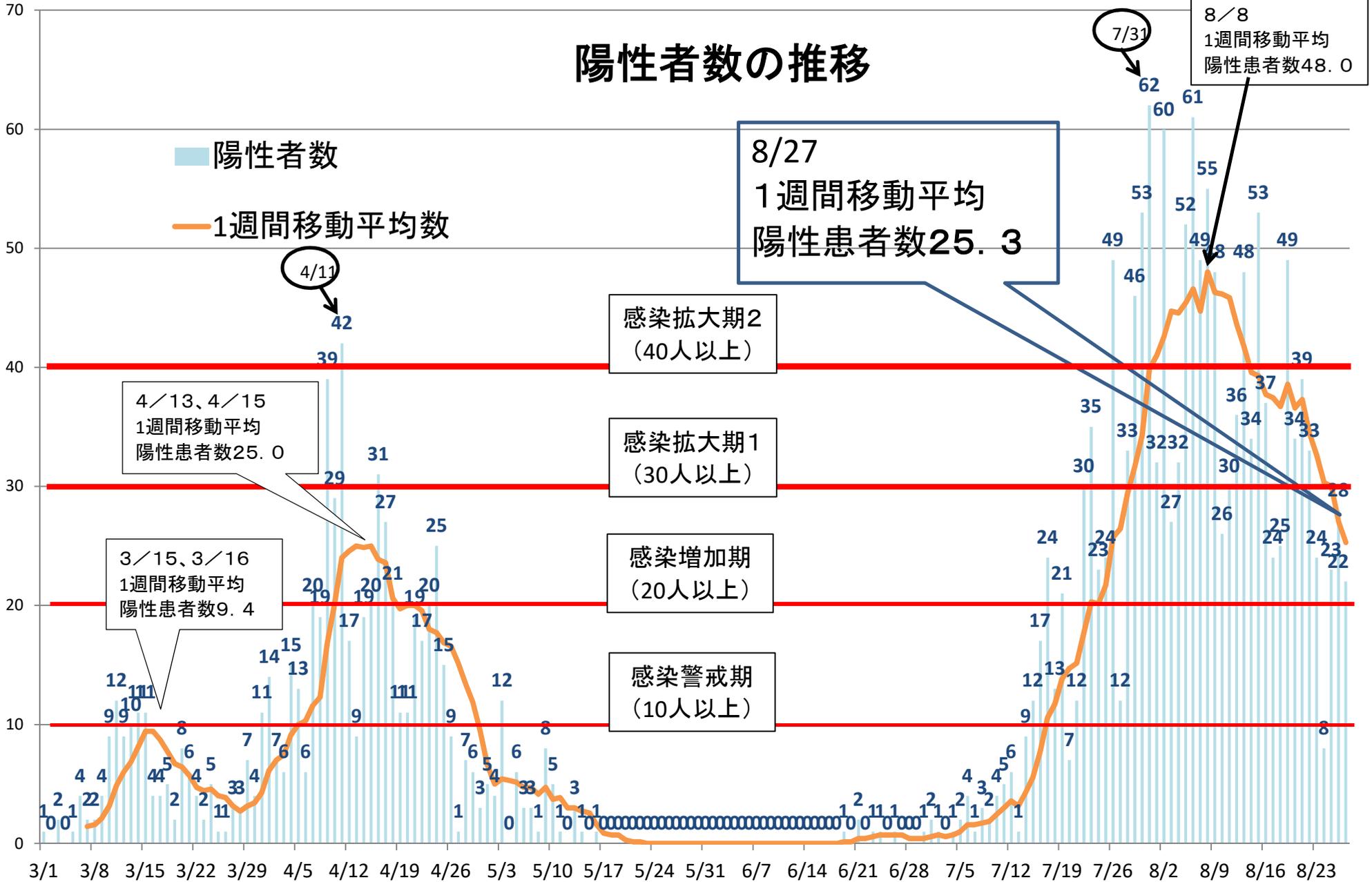
(4) 県民局単位別患者数



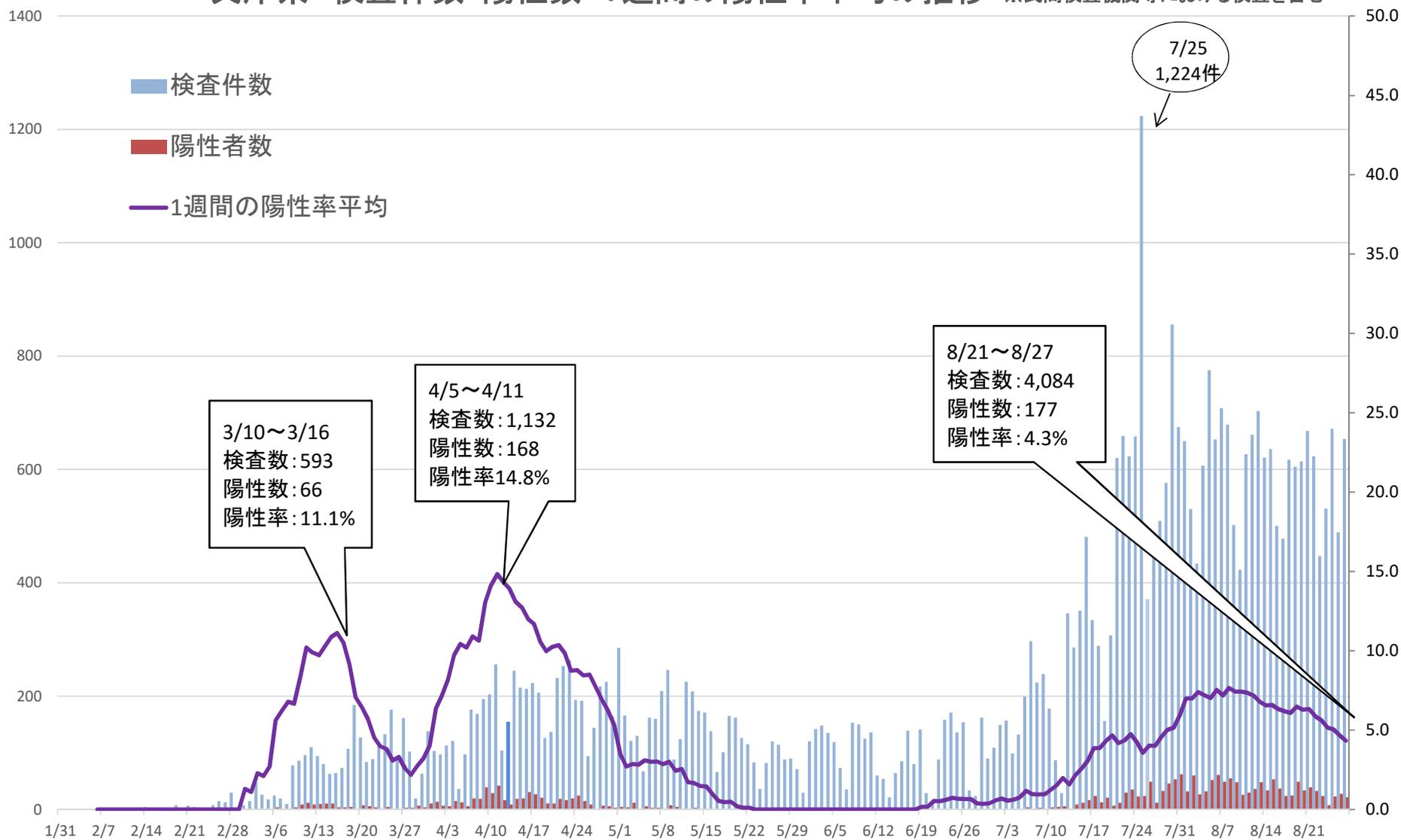
(5) 感染経路別患者数



陽性者数の推移



兵庫県 検査件数・陽性数・1週間の陽性率平均の推移 ※民間検査機関等における検査を含む



国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}				④新規報告数	⑤直近1週間 と先週1週間 の比較	⑥感染経路不 明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上		人口10万人当り(週間)の全療養者数 15人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上		人口10万人当り(週間)の全療養者数 25人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
兵庫県 (8月27日現在)	27.0%	13.6%	3.8人	4.3%	3.2人	0.7	48.0%

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関等の状況

1 入院医療機関（感染症医療機関：9、一般医療機関：41、合計：50）

（単位：床、人）

受入可能病床 (①)			入院患者数 (②)			差引 (①－②)		
計	重症	中軽症	計	重症	中軽症	計	重症	中軽症
663	110	553	179	15	164	484	95	389

2 療養施設（5施設）

（単位：人）

受入可能数 (①)	在施設数 (②)	差引 (①－②)
698	26	672

3 帰国者・接触者外来（66機関）

（単位：機関）

圏域	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	計
機関数	12	24	9	3	12	3	2	1	66

PCR 検査体制の強化

1 「地域外来・検査センター（PCR センター）」の開設

東播磨圏域（8月28日～）、淡路圏域（9月1日～）において、開設を行う。

場 所	運営開始日	PCR 検査法	備 考
神 戸 市	6/8～	鼻咽頭ぬぐい液	ウォークスルー方式
姫 路 市	7/3～	鼻咽頭ぬぐい液	ドライブスルー方式
西 宮 市	8/18～	鼻咽頭ぬぐい液	ウォークスルー方式
東播磨圏域	8/28～	唾液	ドライブスルー方式
淡路圏域	9/1～	唾液	ドライブスルー方式

※ 今後も阪神圏域など他圏域において設置を推進

2 検査対象者の拡大

国の接触アプリ「COCOA」、兵庫県新型コロナ追跡システムの利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった者のうち、希望者に PCR 検査を実施する。

3 検査処理能力拡充

衛生研究所の処理能力の増をはじめとして、民間検査機関、帰国者・接触者外来への検査機器購入支援などにより順次拡大し、目標 2,500 件/日へ更なる拡充を図る。

区 分		2 月	5 月	6 月	7 月	8 月	目 標
衛生研 究所等	兵 庫 県	80	120	160	160	200	700
	保健所設置市	48	160	300	490	490	530
	小 計	128	280	460	650	690	1,230
民間検査機関		—	80	130	240	470	600
医療機関（自施設実施分）		—	44	60	300	320	670
合 計		256	404	650	1,190	1,480	2,500

（参考）

検査の対象		PCR 検査 (LAMP 法含む)		抗原検査 (定量)		抗原検査 (簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症 状者	発症から 9 日目以内	○	○	○	○	○ (※1)	× (※2)
	発症から 10 日以後	○	×	○	×	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	○	○	○	× (※2)	× (※2)

※1：抗原検査（簡易キット）については、発症 2 日目から 9 日以内

※2：検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中、無症状者については共同研究

※3：使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭 PCR 検査を行う必要あり

「兵庫県対応方針」 社会活動制限について(8/28～)

区分		現行 (令和2年8月1日改定)	改定案
対応方針	外出自粛等	<p>○東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動の自粛を要請 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用のための移動の自粛を要請</p> <p>○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請</p> <p>○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請</p> <p>○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設の利用自粛を要請 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用について注意することを要請</p> <p>○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意することを要請</p> <p>○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請</p> <p>○感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請</p> <p>○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請</p>	<p>○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛 特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りの自粛を要請</p> <p>○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請</p> <p>○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請</p> <p>○発熱が続くほか、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、<u>帰国者・接触者相談センター(保健所)へ相談することを要請</u> 特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は<u>早めの相談をするよう要請</u></p> <p>○ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設(特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等)の利用自粛を要請</p> <p>○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意することを要請</p> <p>○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請</p> <p>○感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請</p> <p>○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請</p>
	イベント	<p>○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請</p> <p>○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請</p> <p>○開催の目安(7月10日～8月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内:5,000人以下、定員の半分以上 ・屋外:5,000人以下、距離を十分確保 <p>※1,000人超のイベントは事前相談を要請</p>	<p>○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請</p> <p>○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請</p> <p>○開催の目安(7月10日～9月30日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内:5,000人以下、定員の半分以上 ・屋外:5,000人以下、距離を十分確保 <p>※1,000人超のイベントは事前相談を要請</p>
	事業活動	<p>○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請</p> <p>○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底</p> <p>○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進を要請</p>	<p>○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底及び「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請</p> <p>○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底</p> <p>○接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用促進を要請</p> <p>○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請</p>
	出勤等	<p>○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進</p> <p>○「三つの密」回避の促進</p>	<p>○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進</p> <p>○「三つの密」回避の促進</p>
	共通事項	<p>○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</p>	<p>○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</p>

(注)発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断

【参考】

現下の状況		感染拡大期2 (8/1～8/14)	感染拡大期1 (8/14～8/26)	感染増加期 (8/26～)
基準	新規陽性者数 (1日当たり(直近1週間平均))	40人以上	30人以上	20人以上

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、重症対応110床、中軽症対応553床の計663床を確保している。引き続き、重症患者の医療に支障が生じないように配意しつつ、一般医療とのバランスも考慮し、適切な対応を行なう。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応(注)
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(注) 最大1日98人の患者発生(国の「新たな流行シナリオ」)に対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 現在、700室程度（5施設）を確保している。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 66 機関、設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力し、外来・医療体制の整備を進める。

(4) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、2,500 件/日の検査件数を確保する。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について 8ヶ所の開設を目指し、引き続き取組みを推進する。

神戸市 (6/8～)、姫路市 (7/3～)、西宮市 (8/18～)
東播磨圏域 (8/28～)、淡路圏域 (9/1～)
- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者に PCR 検査を実施する。
- 県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR 検査試薬 15,000 件分を順次購入する。
- 抗原検査については、救急患者の早期診断に活用するなど状況に応じて PCR 検査と併用して実施する。また、発症 2 日目から 9 日以内の有症状者については、陽性の場合に加えて、新たに陰性の場合についても診断を確定する。
- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR検査体制】

区 分		従 前	現 状	目 標
衛生研究所等	兵庫県	160	200	700
	保健所設置市	490	490	530
	小 計	650	690	1,230
民間検査機関		240	470	600
医療機関		300	320	670
合 計		1,190	1,480	2,500

(5) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに概ね6ヶ月分の使用量相当を医療機関に代わり県において保管する。

(6) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

(7) 救急医療等地域医療体制の確保

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保（待合室の整備・新たな入口整備）や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理（検査経費）など、診療体制の確保を支援する。

・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

・支援金の給付

区分	金額
99床以下	20,000千円
100床以上	30,000千円

※100床ごとに10,000千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000千円加算

- 病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金 額
病院(救急等以外)	2,000千円/箇所
	50千円/床
有床診療所（医科・歯科）	2,000千円/箇所
無床診療所（医科・歯科）	1,000千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700千円/箇所

- 医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

(8) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

○医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

(9) 海外からの帰国者への対応

○次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。

- ・指定された場所(自宅など)での14日間の待機
- ・保健所等による健康観察への協力
- ・咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター(健康福祉事務所・保健所)への相談
- ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(10) 風評被害対策等

○次の事項を県民に呼びかける。

- ・医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処すること
- ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

感染防止対策を講じた上で、実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクを着用する。
- ・換気を行う。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。 など

②部活動

- 感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
- 公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、感染防止対策を講じた上で、実施する。
特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。
なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
 - ・キャンパスカウンセラーの活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

④熱中症対策

- エアコンの利用など教室内も含め、適切な温度管理に十分留意する。

[市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[「次なる感染拡大」に備えた対応]

感染者が発生した場合、まずは学校単位での休業及び消毒等の対応を行う。さらに広域的な対応が必要となった場合は、県立学校は学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで対策を検討する。

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。対面授業・課外活動等を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
 - ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請
- (県立大学)
- ・5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
 - ・6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
 - ・後期授業(10月1日)から、必要な感染防止対策を講じた上で、原則として対面授業を実施

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給(急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染防止対策を講じた上で教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。

3 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を周知する。

○感染防止対策

- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接対面を避けることを要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	500 千円/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。
 - ・介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

- ・児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

- 次の事項を県民に要請する。
 - ・東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛すること
特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りを自粛すること
 - ・高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
 - ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
 - ・発熱が続くほか、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談すること
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をすること
 - ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
 - ・大声での会話、回し飲みを避けること
 - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等
- ※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。

- 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

7 イベントの開催自粛要請等（～9月30日、法第24条第9項）

- 全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、中止又は延期を要請する。
- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。
 - ＜開催の目安＞
 - （7月10日～9月30日まで）・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保
- イベント参加者が5,000人以下であっても1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

8 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
 - 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、職場での「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除、若年層による大人数の会食への注意喚起

9 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額 1 兆円
- ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料)(5/1～)	4,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 6/22～限度額引上げ(3,000万円→4,000万円)
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金(6/22～)	5,000万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%
経営活性化資金(3/16～)	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付(3/16～)	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付(3/16～)	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策貸付(2/25～)	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種(ぱちんこ屋等)について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・対象者の創業日要件をR2.3.31以前まで拡大

【5月6日までの休業】給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円
(申請受付終了) (飲食店・宿泊業等：法人30万円、個人15万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【5月7日以降の休業】給付額：中小法人30万円、個人事業主15万円
(飲食店・宿泊業等：法人10万円、個人5万円)

イ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、金額：法人200万円、個人事業主100万円(上限)

ウ 家賃支援給付金の活用

対象：売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者
金額：法人@100万円×6月、個人@50万円×6月(上限)

エ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から9月30日まで特例措置により拡充
 - a)助成率引上:大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
 - b)助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
 - c)雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかつた中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 中小企業事業再開支援金

・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業：10万円（定額）、5,000件
飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模10億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業：300万円(補助率3/4)、250件
AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	現行	拡充	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

⑤ 雇用対策の強化

・緊急対応型雇用創出事業の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：500人）

(2) 観光振興

・6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起

① 第1段階（主に県内・近隣府県）

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上：2千円/泊
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、 日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈
宿泊施設での感染防止対策への支援	1施設上限30万円 2施設上限60万円

② 第2段階（国内遠隔地に拡充）

区分	事業内容
国のキャンペーンの対象となる県内ツアーの販売を開始	※国制度 宿泊・日帰り代金の1/2を支援 (支援額:宿泊2万円、日帰り1万円)
県内温泉地等での宿泊に対しおみやげ購入券配布	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円
ホテル等でのコンベンション開催支援	会場参加者の規模に応じ補助 100～500人：50万円 500～1000人：100万円 1000人～：200万円

(3) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資13,426,000千円を助成する。

(4) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和2年度末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(5) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(6) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、給食活用、商品開発、需要開拓等への支援)
- ・漁業経営安定対策事業(影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を支援)

【対象要件】5~12月において下記のいずれかに該当する漁協

(ア) いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

(イ) 3ヵ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少

【補助額】

固定経費に対し、月額750千円までの部分の2/3、月額750千円を超え2,250千円の部分の1/3(上限1,000千円/月、6ヵ月分)

- ・外食産業インバウンド需要回復支援事業(インバウンド需要の減少により売上が減少した外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援)

【対象経費】

(ア) 衛生管理改善設備の導入

(イ) 業態転換のための改装

【補助率】1/2

- ・輸出食品製造施設等導入支援事業(輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応するために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援)

【対象経費】

(ア) 施設、機器設備費

(イ) コンサル費、認証取得費等

【補助率】1/2

③ 需要喚起・販売促進

- ・県産農産物、水産物販売促進事業(料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施)
- ・県産ブランド牛肉消費拡大事業(県産ブランド牛肉5,000円の購入毎に「ビーフ1,000円券」を配布)
- ・県産和牛肉等学校給食提供事業(県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供)
- ・県産農産物等ECサイト活用販売支援事業(県産農産物等のECサイトへの出店支援)

【対象経費】ECサイト出品時の初期経費

【補助額】160千円(補助率1/2)

10 県としての対応等

(1) 職員の感染予防対策

- ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・テレビ会議システムの活用
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用

(2) 補正予算の実施等

- ・国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算（4月補正、6月補正、7月補正）の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。（7月1日付）
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

新型コロナウイルスの指定感染症（2類相当）からの変更について

令和2年1月28日に指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症に関して、季節性インフルエンザの次期流行期における保健所や医療機関の業務負担を軽減する等の観点から、「2類相当」からの変更が検討されている。

しかし、医療機関をはじめ各関係機関の協力のもと、県民一丸となって感染拡大防止に取り組んでいる中、現時点での変更には以下の課題がある。

1 類型見直しの科学的根拠が不足

感染症の分類は、ウイルスの感染力や毒性などを評価して位置付けられている。

新型コロナの第一波に比べ重症化率や死亡率は相対的に低下しているものの、未だその評価は定まっておらず、また季節性インフルエンザよりは高い死亡率（新型コロナ：約2%、季節性インフルエンザ：約0.01%）を示しているなど、季節性インフルエンザ並の感染力・毒性と評価する科学的根拠がない。

2 入院措置等の法的根拠の消失

5類感染症に変更されれば、感染症法に基づく入院措置や就業制限ができず、感染源となる患者の確実な隔離治療ができなくなり、市中感染が拡大し重症患者及び死亡者が増加する事態となりかねない。

3 患者負担増による受診控えの誘発

検査や入院等に係る費用が公費で負担されなくなれば、感染者の受診控えを招き、感染拡大を助長しかねない。

4 保健所、医療機関の負担軽減策のさらなる徹底

保健所の業務負担増加に対しては、応援等による人員増員に加え、HER-SYS等のICT化による業務の効率化を推進することなどで対処可能である。

また、医療機関の業務増加については、無症状者・軽症者に対し、積極的にホテル等での宿泊療養を推進することで負担軽減が可能である。

5 実効性あるワクチン及び抗ウイルス薬が未開発

実効性のあるワクチンや抗ウイルス薬が開発されていない現状で、5類感染症等への区分の見直しを行うことは、国民に不安を与えることになり、時期尚早である。

以上のとおり、感染症上の区分を指定感染症（2類相当）から5類等への変更は、現段階では行うべきではなく、様々な観点から包括的かつ慎重な検討が必要である。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

油断せず、感染防止対策の徹底を！

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は、8月26日に一週間移動平均30人を下回り、7月29日から28日ぶりに「感染増加期」に戻りました。

しかし、社会福祉施設や酒類の提供を行う飲食店などでクラスターが発生しています。

新規感染者の濃厚接触者や関係者には直ちにPCR検査を行い、その確定のもと二次感染を防止し封じ込めています。また、医療体制に不安はありません。

県民、事業者の皆様には、引き続き、次のことについて、取組の徹底をお願いします。

【県民の皆様へ】

- 東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛しましょう。
特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りを控えましょう。
- 感染防止対策がなされていない酒類の提供を行う飲食店、歌唱を伴う飲食店の利用を控えましょう。
- 発熱が続くほか、倦怠感、味覚障害等の症状があれば、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談してください。
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患をお持ちの方などは、早めにご相談ください。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。
システムから注意喚起情報が届いた方は、症状の有無に関わらず、PCR検査を受けることができます。
- 「3密」の回避、マスクの着用など、引き続き「ひょうごスタイル」に取り組んでください。
- 患者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめましょう。

【事業者の皆様へ】

- ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底しましょう。「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- 酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に対策を徹底しましょう。
- 従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は仕事に従事させず、受診を勧めましょう。
- 3密になりやすい職場での会議を避け、在宅勤務（テレワーク）や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させましょう。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、施設内でのQRコードの掲示をお願いします。

【医療機関・社会福祉施設関係者の皆様へ】

- 重症化しやすい高齢者等に配慮し、社会福祉施設では、職員、通所者等に対する感染防止対策の徹底をお願いします。
- 少しでも健康の不安がある職員には、直ちに受診・検査を促しましょう。
- 直接面会をなるべく控え、リモート面会等に切り替えましょう。

【関係の皆様への感謝】

- 医療関係者等、頑張っておられる方には感謝の気持ちをもって応援しましょう。

これからも油断せず、県民の皆様、事業者の皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三